

教育 七より

第14号

平成24年5月発行

町内の学校園の子どもの人数 (H24.4.1現在) 小学校10校 860人 中学校5校(三土中含む) 481人 公保・私幼13園 429人



新入生歓迎遠足で高伏山長谷寺へ
利神小学校 (4月13日)



進級おめでとう ～満開の桜の前で～
三日月中学校 (4月12日)



手をつないで南光自然観察村へ遠足
三河小学校 (4月18日)



飛龍の滝の前で記念撮影 (新入生歓迎遠足)
久崎小学校 (4月13日)

「来年は、この花を見ることができ
んから二人して心に映しに来たんじゃ。」
と、笑顔で話されたのです。
私は、この一言から老夫婦の「心
の厚さ」を感じました。「二人の生活
の心の支え」としての一本の木であつ
たのでしょうか。きっと二人の心の中
で、来年も再来年も美しい桜花が咲
き続けることでしょう。

一本の古木を見入る老夫婦に出会
いました。
台風第九号災害から三年目、創造
的復興の中、多くの人々の笑顔をつ
くり、心を和ませ続けてくれていた
木々の姿が視野に映らなくなってい
く…。

今年も「ふるさと佐用」の山里に
桜の花が美しく咲きほこりました。
その光景から、心のやすらぎを抱く
ことができ、万物が躍動する季節・
時を体感できたことを心に留めてお
きたいと思います。

「きよ水の 水面にゆるぐ
桜かな」(自詠句)



教育長
勝山 剛

大なる教育が始まりました

小学校では平成二十三年度（2011年度）から、中学校では平成二十四年度（2012年度）から、すべての教科等で新しい学習指導要領による教育が始まりました。

※「学習指導要領」…全国どここの学校で教育を受けても一定の教育水準を確保するために、各教科等の目標や内容などを文部科学省が定めているもので、教科書や学校での指導内容のもとになるものです。

新しい学習指導要領 改訂のポイント

○これからの「知識基盤社会」の時代において「生きる力」を育むという理念はますます重要だと考えられています。「生きる力」とは、知・徳・体のバランスのとれた力のことです。

知【確かな学力】…基礎・基本を確実に身に付け、自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力

徳【豊かな人間性】…自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心など

体【健康・体力】…たくましく生きるための健康や体力

○教育基本法改正等により教育

の理念が明確になるとともに、学校教育法改正により学力の重要な要素が規定されました。

○今回の改訂においては、これまでの理念を継承し、学力の重要な三つの要素を育成します。

- ① 基礎的な知識・技能をしっかりと身に付けさせます。
- ② 知識・技能を活用し、自ら考え、判断し、表現する力を育みます。
- ③ 学習に取り組む意欲を養います。

「ゆとり」か「詰め込み」かではなく、基礎的・基本的な知識・技能の習得と思考力・判断力・表現力等の育成との両方が大切。それぞれの力をバランスよくばしていきます。

学校で学ぶ内容が より充実しました

◇思考力・判断力・表現力を育みます◇

言語の力を使って、子どもたちの思考力・判断力・表現力などを育みます。

● 経験したことを記録・報告する活動や、相手を説得するために意見を述べ合う活動を進めます。（国語）

● 社会的な事柄について、資料を読み取り解釈し、考えたことを説明したり、自分の意見をまとめた上で、他の子どもと意見交換したりする活動を進めます。（社会）

● 仮説を立てて観察や実験を行い、結果を分析・解釈する活動や、日常生活での出来事を科学的な言葉を使って説明する活動を進めます。（理科）

◇理数の力を育みます◇

● 国際的に通用するカリキュラムにするとともに、新しい科学的知見を取り入れるため、学習する内容を充実します。

● ひし形・台形の面積の求め方（小学五年生・算数）

● 二次方程式の解の公式（中学三年生・数学）

平成24年度 管内学校長・教頭及び児童生徒数一覧

（平成24年4月1日現在）

| 学校名 | 校長氏名 | 教頭氏名 | 児童生徒数 | | | 学校名 | 校長氏名 | 教頭氏名 | 児童生徒数 | | |
|--------|-------|-------|-------|-----|-----|--------|-------|-------|-------|-----|-----|
| | | | 男 | 女 | 計 | | | | 男 | 女 | 計 |
| 佐用小学校 | 平田 秀三 | 桑田 隆男 | 121 | 114 | 235 | 久崎小学校 | 矢野 博之 | 木村 重信 | 38 | 29 | 67 |
| 利神小学校 | 岡本 正 | 大森 一繁 | 52 | 37 | 89 | 中安小学校 | 今西 憲一 | 中村 秀孝 | 29 | 16 | 45 |
| 江川小学校 | 筏 由美子 | 吉田 和彦 | 22 | 20 | 41 | 徳久小学校 | 山形 一成 | 敏森久美子 | 31 | 25 | 56 |
| 幕山小学校 | 尾崎 寿彦 | 吉本 敏之 | 17 | 19 | 36 | 三河小学校 | 石田 修 | 山本 康則 | 31 | 30 | 61 |
| 上月小学校 | 長田 浩二 | 金元 重幸 | 44 | 42 | 86 | 三日月小学校 | 清瀬 高明 | 藤田 修一 | 82 | 61 | 143 |
| 小学校 合計 | | | | | | | | | 467 | 393 | 860 |
| 佐用中学校 | 長谷川公信 | 西坂 一成 | 107 | 85 | 192 | 上津中学校 | 廣瀬 龍哉 | 平井 広輝 | 40 | 35 | 75 |
| 上月中学校 | 芳原 清和 | 前澤 憲人 | 67 | 55 | 122 | 三日月中学校 | 山田 訓義 | 長井 淳 | 35 | 30 | 65 |
| 中学校 合計 | | | | | | | | | 249 | 205 | 454 |

新しい学習指導要領による

- 人の体のつくりと働き（小学四年生・理科）
- 水溶液とイオン（中学三年生・理科）
- 算数・数学では、大切な内容を繰り返して学習することや、学習の中で学んだことを実生活で生かすような学習などを進めます。
- 理科では、科学的な見方や考え方を育てるために、観察・実験を充実させます。

◇伝統や文化に関する教育を充実します◇

- 子どもたちの伝統や文化についての理解を深めます。
- 小学校で国宝などの文化遺産、中学校で身近な地域の歴史や各時代の文化の学習を行います。（社会）
- 小学校で教材として扱う唱歌の曲数を増やします。（音楽）
- 中学校で男女共に武道を必修にします。（保健体育）

◇外国語教育を充実します◇

- 小・中・高等学校を通じて外国語（英語）教育の充実を図ります。

- 小学校五年生と六年生で週一コマ（年間三十五時間）の「外国語活動」を導入します。
- 小学校ではあいさつや買い物、子どもの遊びなどの身近なコミュニケーションの場面を設定するなどして、外国語の音声や基本的な表現に慣れ親しませながら、コミュニケーション能力の素地を養います。
- 中学校では、学ぶ語数を九百語から千二百語に増加するなど、聞くこと、話すこと、読むこと、書くことの四技能をバランスよく育成します。

◇道徳教育を充実します◇

- 学校の教育活動全体を通して、子どもたちの道徳性を養います。
- 先人の伝記、自然など魅力的な教材を使用します。
- あいさつ、規範意識、自他の生命の尊重、社会への主体的な参画などについて指導します。

◇体験活動を充実します◇

- 子どもたちの社会性や豊かな人間性を育むため、小学校では自然の中での集団宿泊活動、中学校では職場体験活動などを充実します。

◇健やかな体を育てます◇

- 子どもたちが生涯にわたって

- 運動に親しみ、健康を保ち、豊かなスポーツライフを実現できるようにします。
- 小学校では、低学年から体を動かす楽しさを味わえるようにします。
- 中学校では、様々な運動に触れる機会を充実します。
- 健康・安全に関する学習を充実します。

◇社会の進展に対応した教育を行います◇

- 社会や環境の変化の中で、子どもたちが自分なりに判断し、行動していけるよう、次のような内容を充実します。
- 環境教育：・持続可能な社会をつくることの重要性
- 家族と家庭に関する教育：・家庭生活の大切さ
- 食育：・望ましい食習慣の形成
- 消費者教育：・消費者の基本的な権利と責任についての理解
- 情報教育：・情報の活用、情報モラル
- 特別支援教育：・一人一人の障がいの状態に応じた指導の工夫

平成24年度 管内学校関係行事予定

| 月 | 日 | 行 事 | 場 所 | 月 | 日 | 行 事 | 場 所 |
|---|----|-----------------|-----------|----|----|------------------------|-------------|
| 5 | 8 | 町内9小学校修学旅行（～9日） | 奈良・京都方面 | 9 | 8 | 郡陸上競技大会 | 佐用高等学校グラウンド |
| 5 | 10 | 三河小学校修学旅行（～11日） | 奈良・京都方面 | 9 | 16 | 町内4中学校体育祭 | 各校 |
| 5 | 23 | 中学校修学旅行（～25日） | 東京方面／九州方面 | 9 | 23 | 町内10小学校運動会 | 各校 |
| 5 | 28 | 佐用地域自然学校（～6月1日） | 西はりま天文台公園 | 10 | 6 | 郡中学校新人大会 | 町内 |
| 6 | 4 | トライやるウィーク（～8日） | 町内 | 10 | 30 | 町小中学校美術展覧会（～31日） | 勤労者体育センター |
| 6 | 17 | 書写コンクール小中席書大会 | 利神小学校 | 11 | 7 | 郡中学校音楽交歓会 | さよう文化情報センター |
| 6 | 25 | 上月地域自然学校（～29日） | 西はりま天文台公園 | 11 | 12 | 南光地域・三日月地域連合自然学校（～16日） | 西はりま天文台公園 |
| 7 | 6 | 郡中学校総合体育大会 | 町内 | 11 | 21 | 郡小学校連合音楽会 | さよう文化情報センター |
| 7 | 20 | 第1学期終業式 | 各校 | 12 | 1 | 人権まちづくりフェスタさよう2012 | さよう文化情報センター |
| 7 | 25 | 佐用町人権教育研究大会 | 上月中学校 | 12 | 21 | 第2学期終業式 | 各校 |
| 9 | 3 | 第2学期始業式 | 各校 | 1 | 8 | 第3学期始業式 | 各校 |

※ 予定は変更する場合があります。ご了承ください。

※ 卒業式、修了式等の予定は2月号にてお知らせします。

佐用の皆さん、こんにちは トラビス・ロビンソンです

佐用町青少年育成センター

私はジャマイカ出身ですが、生まれたのはアメリカです。ですから、ジャマイカとアメリカ両方の出身と言った方がいかもしれません。アメリカに9年間住んでいたため、ジャマイカのアクセントよりもアメリカのアクセントで話します。年齢は28歳です。



日本には1年半住んでいて、佐用に来る前は山口市に住んでいました。大学で3年間日本語を勉強しましたが、あまり上手ではないと思います。ジャマイカ訛りの英語と同程度の中国語とスペイン語も少し話すことができます。

家族構成は、母、父、祖母、姉、弟、そして私です。両親と祖母はジャマイカに、姉と弟はアメリカに住んでいます。私は、今は独身ですが、将来は結婚して子どもが欲しいなと思っています。

趣味は料理、バードウォッチング、読書などです。好きな食べ物はピザで、嫌いな食べ物は納豆です。

私は佐用の地にとっても満足しています。

まちで出会ったら、声をかけてください。

よろしくお願いします。

防犯パトロール用マグネットシートの活用について

佐用町青少年育成センター

近年、ひったくり・車上ねらい等の街頭犯罪をはじめ侵入盗など平和な暮らしを脅かす犯罪の急増を受け、自分たちの力で犯罪発生に歯止めをかけようと、各地域・校区等で防犯パトロール等の自主的な防犯活動を行う取組が広がっております。それにより、防犯パトロール開始後は不審者や侵入盗の発生が減少するなど、犯罪防止に大きな成果を挙げております。

今回、青少年育成センターでは、地域づくり協議会に協力をお願いし、この活動を支援するため「防犯パトロール実施

【連絡先】 佐用町青少年育成センター
所長代理兼指導員
平形 秋友
相談員 小河 正文
TEL 0790-82-2850
FAX 0790-82-0120



佐用町立学校臨時的任用教員・非常勤講師等の募集

佐用町教育委員会では、佐用町内の小・中学校の教員等の欠員代替等として、臨時的任用教員及び非常勤講師を随時募集しています。

【募集職種】

- 臨時的任用教員
欠員補充や産前産後休暇等の代替として勤務する常勤の教諭及び養護教諭
- 非常勤講師
定められた教科等の授業を行う非常勤の講師

【募集対象・資格】

- 希望する校種又は担当教科の教員免許状を所有する者（取得見込みの者を含む）
- 地方公務員法第16条及び学校教育法第9条の欠格事項に該当しない者
- 教職に必要な見識と熱意をもった健康な者

【必要書類】

- 履歴書（市販のものに必要事項を記入のうえ、3カ月以内に撮影した写真を貼付）

【登録申込方法】

- 月曜日～金曜日（祝日を除く）の午前9時から午後5時に佐用町教育委員会へ持参または、郵送してください。
※ 教員免許状取得見込みの方も登録できます。

【任用方法】

- 任用にあたっては、直接本人に連絡します。
- 応募されても、任用がない場合もありますのでご了承ください。

平福が重点文化財活用地区に指定される

宿場町の面影を残す平福は、平成23年3月29日に県の景観形成地区に指定されました。県教育委員会ではこれを受け、平福地区を平成24年1月11日に重点文化財活用地区に指定しました。県内では16ヶ所目で、西播磨ではほかにたつの、室津、坂越が指定されています。

平福では、4つのゾーンに分けられた景観形成地区のうち、町屋景観形成ゾーンと町屋周辺ゾーンの2つのゾーンを対象としており、この中の建造物を積極的に兵庫県登録文化財に登録する事で歴史的建造物を保護していかうとするものです。

この制度は、平成18年の兵庫県文化財保護条例の改正でできた「登録有形文化財」の制度に基づくもので、指定を受けていない文化財建造物のうち、保存及び活用のための措置が特に必要とされるものを登録し、同時に登録建造物には補助を行い修理しています。

この補助制度は、修理費の6分の1以内で上限は600万円となっていますが、重点文化財活用地区では上限1千万円になります（平成23年度）。

登録要件は、建築後50年を経た建築物や橋、煙突など地域で広く親しまれ、地域の特徴を示す建造物となっています。（文化財係）



写真・平福は表通りとともに川に面した景観も特徴的です